

事務連絡
令和4年12月9日

各 { 都道府県 }
 { 保健所設置市 } 衛生主管部（局） 御中
 { 特別区 }

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

令和4年7月及び8月における新型コロナウイルス感染症患者が自宅で死亡された事例を踏まえた自治体の対応について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年1月から3月までの感染拡大における新型コロナウイルス感染症患者の自宅での死亡事例については、「令和4年1月以降の新型コロナウイルス感染症患者が自宅で死亡された事例を踏まえた自治体の対応について」（令和4年4月28日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）によりお知らせしたところですが、今般、令和4年7月及び8月に亡くなった事例やこうした事例に対する各都道府県の取組について、御報告いただいたものを下記のとおり取りまとめました。

「With コロナに向けた政策の考え方」（令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の別紙「With コロナに向けた新たな段階への移行」のとおり、保健医療体制の強化についてお示ししているところですが、貴職におかれては、引き続き、新型コロナウイルス感染症患者が安心して自宅療養を行うことができるよう、下記の内容について取組の参考としていただくようお願いいたします。

記

1 各都道府県から報告のあった死亡事例について

- 令和4年7月及び8月の新型コロナウイルス感染症患者の死亡事例については、同年1月から3月までに亡くなった事例と同様に
 - ・ 家族や親族等に自宅で倒れているところを発見される事例
 - ・ コロナ以外の要因で死亡し、死後に陽性が判明する事例
 - ・ 陽性が判明したが、本人や家族の意思により自宅療養を希望する事例等が確認される一方で、
 - ・ 自宅療養中に急速に重症化して死亡する事例
 - ・ 入院調整や宿泊療養の対象となるも、直後に死亡する事例

等も引き続き確認された。

- また、健康観察に当たっては、
 - ・主治医からの健康観察や訪問看護を受けていたものの、死亡した事例
 - ・自宅訪問するも応答なく、警察署に協力依頼を行う事例も確認された。

- 療養や検査に関しては、
 - ・入院や宿泊療養、治療を希望しない事例
 - ・症状があったが検査や受診を受けずに、死後に陽性が判明する事例等があった。

2 自宅で死亡された事例を踏まえた取組事例について

- 体調の変化・悪化を早期に把握するため、体調に少しでも変化が生じた場合には電話相談窓口へすみやかにご連絡いただくよう、自宅療養開始時の説明、ホームページ、SMS 等により自宅療養者に対して周知を実施した。
- 療養者支援センターを開設し、若年層には SMS を利用した調査を行い、保健所が電話にて調査すべき対象者を重症化リスクが高い方に絞ることで連絡の遅滞を防ぐように改善を行った。
- 陽性者からの要請があった場合、感染防護対策を行ったうえで、直ちに現場に向かう体制をとることとした。

以上